

令和6年度第6回さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和6年12月18日（水） 14時00分～15時15分

2 会 場 本庁舎2階 特別会議室

3 出席者 （委 員） 水谷委員長、高重委員、宮本委員、酒井委員、吉田委員、西淵委員
（所管課） 高齢福祉課
（事務局） 福祉総務課

4 欠席者 （委 員） 山崎委員

5 諮問内容と答申結果

選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	募集方法	指定期間	指定管理者案
老人福祉施設 グリーンヒルうらわ	1	非公募	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団

6 議事要旨

提出された事業計画書等に基づき、申請団体によるプレゼンテーション及び各委員からの質疑を行った後、指定管理者候補者案を選定した。

（1）老人福祉施設グリーンヒルうらわ（所管課：高齢福祉課）

【質疑等】

Q 提案額について、利用者の転所の計画がどのように進む前提で試算しているのか。

A 給食費、業務委託費、清掃などの費用については、利用者の人数が多いほど支出が増加するため、利用者が多く残っている指定期間の当初の金額が大きくなるような形で設定している。提案額については、利用者の転所が「何か月で何人」、「何年で何人」というように計画をするものではなく、5年間を通じて緩やかに一人ひとりの転所の希望を聞いて適切な移転先が見つかることを前提として試算した金額である。

Q 行政による支援が必要となる措置入所のような形での転所支援は想定されるのか。

A ケアハウスやそれに準ずるような施設への転所希望者が多いことから、行政の力を借りる措置入所ではなく、相談援助の専門職の様々な社会資源に関する知識をもとに、豊富な施設をご案内し、転所の契約に結び付けたいと考えている。また、社会福祉士や介護支援専門員などの資格を有し、実務的にも経験値の高い職員を配置して円滑に進めたいと考えている。

Q 転所に向けた個別相談支援の実施について、入所者と保証人双方の希望を伺いながら進めていくとのことだが、保証人関係で、どのような問題が起こることが想定されるか。また、保証人をたてられない人もいると思うが、どう考えるか。

A 保証人とは、施設に入所するに当たって身元保証をしていただく方を指しているが、今回の転所支援にあたっては、入所者の意向に加え、保証人の意向も加味して検討する必要があるため、入所者の希望と保証人の意向が食い違うような問題や、施設ごとに保証人としての関与がどこまで求められるかという経済的な条件が異なることによる問題などが考えられる。また、保証人をたてられない方については、保証人になっていただける方を身内とは別にたてていただけるようご案内させていただくこととなる。

Q 事業廃止にあたり、どのような見通しで職員を減らしていく予定なのか。また、減少分の職員の今後の雇用について伺いたい。

A 利用者の人数に応じて職員の配置を検討することは難しい問題であるが、利用者がいる限り、夜間の安全確保や建物管理を確実に実施しなければならないことから、利用者数が緩やかに減ったとしても、ある程度の職員数を確保し、生命維持・安全確保に注力したいと考えている。また、職員の雇用については、基本的に法人内で職員の雇用を継続するという方針・前提で進めており、施設廃止に伴って契約を終了したり、他法人への移籍を強く薦めたりすることはない。ただし、職員本人が希望する場合には、次の職場が決まるように、最大限の努力をしたいと考えている。

Q 人員配置の体制について、転所に係る個別相談支援はどの職種が担うのか。

A 「生活相談員」という職種に、有資格者を配置して個別相談支援に当たることを想定している。

Q 人員を削減することで、食事の提供や入浴支援などを怠るようなことがないようにすべきと思うが、どのように考えているか。

A 利用者がある限り、最後まで給食提供や入浴の衛生管理などは怠るものではないため、利用者が少なくなったとしても、比例して職員を減らしていくことは考えていない。また、転所支援も大事であるが、施設内での生活の充実ということも加味しなければならないと考えている。

Q 5年間の収支計画のうち、水道光熱費について、利用者減に伴って段階的に減ると思うが、最終年度の令和11年度だけ増加しているのはなぜか。また、修繕費について令和7年度と令和10年度が他年度と比較して増加しているのはなぜか。

A 水道光熱費については、最終年度に電気・ガス・水道の終了に向けた費用がかかる可能性があるため増額している。また、修繕費については、2～3年周期で交換が必要になる給湯器などを予測して増額している。

【結果】

委員一人当たりの持ち点が200点であり、本日委員が6名出席なので、満点は1,200点となる。その60%となる720点を獲得しないと候補者として認められない。

申請のあった団体の審査結果は以下の表のとおりとなった。

施設名称	施設数	申請団体	合計点数／満点
老人福祉施設 グリーンヒルうらわ	1	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団	927／1200 (77.3%)

基準となる満点の60%である720点を超えているため、候補者資格を満たしている。なお、申請のあった団体は、現在これらの施設を運営している団体であるため、実績評価として、30点の加点を行い、最終合計得点は957点となった。また、申請団体から提示された指定管理料は市の積算額の範囲内であった。

指定管理業務に係る経費、管理運営体制及び実績等を上記のとおり総合的に評価した結果、福祉局指定管理者審査選定委員会として、現在の指定管理者である社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を候補者案として選定した。

以上